

令和6年度 森町水質検査計画書ー1 森町上水道(本町地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森 町 浄 水 場																								浄 水		原 水	検査の省略				
			検査回数	検 査 月												原 水																		
				浄 水												原 水										1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上						
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上		1年1回以上			
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●		●	不可		
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●		●	不可			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						●	●	不可			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検					●	●	不可				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	不可				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(海水を原水とする場合は不可)				
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検					□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)				
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
22	クロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
23	クロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水毎月												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検			●		不可		
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
30	ブromホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検						●		不可			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																				検					□	●	可				
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□	●	可				
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					検					△		●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																					検					△		●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□省略1年1回	●	可				
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検					□省略1年1回	●	可				
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検		○		●	不可		
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																								検	検	検				大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌	
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																									検				急速濾過	濁度監視あり	H20大腸菌定量検査により検出あり。

- ：検査回数の減は無し
○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
△：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
□：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字雲台115番地1
浄水採取場所：茅部郡森町字鷺の木51番地

〔水質検査項目及び回数〕

●：検査回数の減は無し
○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
△：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
□：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所	：折戸川水系精進川	茅部郡森町字駒ヶ岳国有林 事業区1157林班ソ小班内
浄水採取場所	：	茅部郡森町字駒ヶ岳232番地44

令和6年度 森町水質検査計画書－3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略			
			検査回数	検査月																													
				浄水												原水																	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上		1年1回以上		
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●		●	不可	
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●		●	不可	
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						●		●	不可	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可	
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検						□		●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検						●		●	不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	不可	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検						□省略1年1回		●	可(海水を原水とする場合は不可)	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□省略1年1回		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□省略1年1回		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン																																
16	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)	
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
23	クロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
30	ブromホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回																				検							●		不可	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検						□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検							□		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検							□		●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水毎月1回、原水毎月検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□		●	可
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検							□		●	可
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検							□		●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検							□		●	可
42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																				検						△		●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																				検						△		●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□省略1年1回		●	可	
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検						□省略1年1回		●	可	
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査												検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○		●	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																														大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																															

●：検査回数の減は無し
○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
△：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
□：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。
ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：三岱地下水1号井
三岱地下水2号井
浄水採取場所：茅部郡森町字三岱102番地2
茅部郡森町字三岱56番地1
茅部郡森町字濁川88番地